付録４．ＩＭＦの「財政の透明性に関する優良慣行規定(Code of Good Practices on Fiscal Transparency)」の概要

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
1.役割と責任の明確化 **1.1 政府の範囲**	**政府は、他の公的部門と他の経済から区別されるべきであり、公的部門内の政策、マネジメントの役割は明確にされ一般に公開されるべきである。**		1.1
1.1.1 政府の構造と機能	**政府の構造と機能は、明確に特定されるべきである。**	○　一般政府部門は、1993 年国連国民経済計算（System of National Accounts：SNA）及び現行のＧＦＳ(Government Finance Statistics)マニュアルで定義されている。一般政府は、政府機能を基本的な活動として行う全ての機関を包括したものである。 ○　政府機能は、市場でできないサービスの提供や課税等を通じた富と所得の再分配を通じた公共政策の実施である。役割と責任の明確化は規定によって義務付けられるが、政府が営利活動を行うべきべきかどうか、どの程度行うべきかという政策に関する問題は透明性の範囲を超えるものであり、規定の対象外である。 ○　基本要件は、政府と公的部門の構造を示した図を公表することである。こうした図は、ＩＭＦの政府財政統計年鑑(Government Finance Statistics Yearbook)にあるが、これらは最新のものではない。優良慣行は、ＥＵ諸国における経済統計についてのＥＳＡ(European System of Accounts1995)の適用である。最優良慣行は、ＳＮＡを完全に遵守して政府部門を定義することである。	1.1.1
1.1.2 政府内での責任の分担	**1. 異なるレベルの政府間における課税権限と支出責任は、明確に定義されるべきである。** **2. 財政マネジメントに関する行政府、立法府、司法府の役割は、明確に定義されるべきである。**	○　国によって、国と地方間の関係は大幅に異なっているため、課税権限と支出責任の按分についても大きく異なっている。財政透明性は、課税権限と支出責任が安定した原則と合意された定式に基づき、かつそれらが明確に述べられることを求める。 ○　規程は、異なる政府間の財政マネジメントにおける役割が明確に定義されることを求める。役割分担の例として、次のものをあげる。 ①年度開始までに予算が立法府によって採択されていない場合、行政府が政策を実施する権限を明確にしておくこと ②立法府と司法府が、予算に対する市民社会の意見を述べる行政府の常任委員会を設置する等、財政情報について一般国民が入手できるよう積極的な役割を果たすこと ③司法府に関しては、納税者は提訴を通じて課税の合法性に異議申し立てできること	1.1.3

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
1.1.3 政府活動の調整と管理	**予算及び予算外活動について、法律などによる明確な管理の仕組みが確立されるべきである。**	○　中央省庁（例：財務省、経済省、経済企画省）と支出省庁間における責任分担は主要な問題である。中央省庁と支出省庁との相対的権限は国によって異なっており、普遍的に適用される構造は存在しない。ただし、財政を管理するため、財政マネジメントの責任分担は、特定されなければならない。 ○　一部諸国では、予算外基金を設定して特定税を予算外基金のために使用するが、それらの濫用は、正当な理由があるといえども財政の透明性を消滅させる。従って、予算外基金の活動は、通常の議決予算と同じ原則に従うべきである。さらに、予算外基金のマネジメントの説明責任及び予算外基金の会計・監査に関する法令が存在すべきである。 ○　政府サービスに対する課金が増加しているが、政府の活動が適切に特定できるよう、総計ベースで記録され、総計は予算文書で、また、詳細は関連するエージェンシーの年次報告書で報告されるべきである。 ○　全ての財政活動は予算過程の一環として見直しされ、優先順位付けがされるべきである。また、全ての財政活動は、立法府と一般国民による精査のため、公開されるべきである。この要件は、分離した行政権限に基づき独立して運営される予算外基金についても適用されるべきである。	1.1.4
1.1.4 政府と公的部門との関係	**政府と他の公的部門（中央銀行、公的金融機関、非金融公企業）との関係は、財政責任に関する明確な取り決めに基づくである。**		1.1.4
	1.政府と中央銀行	○　中央銀行の主たる責任は金融政策目標の達成であり、十分な説明責任が確保される枠組みにおいて、できる限り多くの自主性が認められる場合が多い。また、多くの国で中央銀行法は中央銀行の独立を規定しており、財政赤字に直接資金を供給することが禁止もしくは制限されている。 ○　一部の国では、中央銀行が、補助金付き貸し付け等の擬似財政活動を行っているが、こうした活動を考慮して全体的な財政ポジションを評価することが必要である。 ○　中央銀行が、「金融政策の透明性に関する優良慣行規程」(Code of Good Practices on Monetary and Financial Policy)のセクション 1.2 及び 1.3 を満たすことが財政の透明性の基本要件である。	スウェーデン （中央銀行は、準財政活動を行わず） 韓国 （直接資金供給の禁止）
	2. 政府と公的金融機関	○　公的金融機関は、市場金利以下で特定業種に融資を行う開発銀行など擬似財政活動を行うために設立された場合が多い。公的金融機関の年次報告書に、政府から供給するよう求められている不採算事業を記載することが基本要件である。	
	3. 政府と非金融公企業	○　非金融公企業の年次報告書に、僻地への電力供給等、政府から供給するよう求められている不採算事業を記載することが基本要件である。 ○　最優良慣行は、ＯＥＣＤのコーポレートガバナンス原則（Principles of Corporate Governance）の「開示・透明性に関する第４原則」(PrincipleⅣ on Disclosure and Transparency)が遵守されることである。	英国 フランス

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
		○　透明性に関する懸念は、公的金融機関や非金融公企業の民営化についても生じるが、民営化は健全な市場規律と整合性を保った上で実施されるべきである。なお、ＩＮＴＯＳＡＩは民営化監査の最優良慣行に関するガイドライン（Best Practice for the Audit of Privatization）を公表している。	
1.1.5 他の経済部門への政府の関与	**民間部門への政府の関与（例：規制や株式保有）はオープンな方法で行われ、無差別に適用される明確なルールと手順に従って行われなければならない。** **1.　民間部門の規制** **2.銀行部門への介入** **3.直接株式投資**	○　政府規制に関するガイドラインは、ＯＥＣＤの「規制改革に関する政策勧告」(Policy Recommendations on Regulatory Reform)に規定されているが、このガイドラインは透明性だけでなく効率性についても関連している。最優良慣行は、この勧告が完全に実施されることである。 ○　銀行部門への政府規制は、明確な政策目標に基づくべきである。バーゼル委員会の「有効な銀行監督のための主原則」（Core Principles for Effective Banking Supervision）に規定されている銀行規制に関する枠組みを遵守すること、並びに政府の銀行部門への関与についての透明性を高めることは、金融部門の安定性を高める上で不可欠な要素である。 ○　政府の株式所有は、予算文書で特定されなければならない。また、新株の取得は予算文書で明確に説明され、株式所有によって達せられる目的も説明されなければならない。	1.1.2
1.2 財政運営の枠組み **1.2.1 予算活動と予算外活動**	**財政運営に関する明確な法的及び行政上の枠組みが存在するべきである。** **あらゆる公的資金の支出には、包括的な予算法と公に入手できる行政上のルールが適用されるべきである。** **1.　役割及び責任**	○　予算の有効性は、法律や法律を補助する政令等の基盤の強さに依存する。成文化された予算法の重要性は国によって異なるが、全ての法的・行政的枠組みに当てはまるべき重要な要素が存在する。重要な要素は、具体的には次の通りである。 ①公的資金は法律によってのみ使用される。つまり、予算法は、全ての中央政府の取引を網羅する包括的なものであるべきである。 ②予算執行額は、総額ベースで示される。 ③財政主務大臣には、予算管理の実行権限が与えられる。 ④個々の省庁は、徴収、使用した資金について説明責任を負う。 ⑤予備費の使用について、明確で厳格な条件が設定される。 ⑥公的資金の使途を明確に説明する監査報告書が、立法府と国民のために準備される。	1.2 1.2.1

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
	2.　透明性	○　予算管理の基本原則を、憲法もしくは憲法に準ずる予算制度法に具体化することが、一般的である。こうした法律は、国庫運営や公的債務管理に適用される個別法によって補足される。 ○　予算法の存在は、実務上の遵守を保証するものではない。例えば、①補正予算の過剰使用②予備費の濫用③支払い遅延の蓄積等、濫用される分野がいくつかあり、こうした濫用には特に配慮する必要がある。	
1.2.2 租税公課	**課税、関税、手数料及び課金については、明白な法的根拠が存在すべきである。税法と規則は簡単に入手でき、かつ理解しやすいものであるべきであり、それらを適用する際の行政の裁量は、明確な基準に基づくべきである。**		1.2.2
	1. 全ての租税に関する明確な法的根拠	○　ほぼ全ての国で、「課税は、明確な法的根拠がある場合のみ賦課できる」という憲法の枠組みが存在する。課税は法律の権限に基づくこと、租税法の適用についてセーフティネットとなる手続きが存在することが基本要件である。	韓国 （租税法、異議申し立て手続きなど）
	2.入手可能性と理解可能性	○　租税法、規制及び租税法運営上の解釈に関連する文書は、一般国民が入手できるべきである。また、説明資料（ガイドやパンフレット）を最新のものにしておくべきである。 ○　租税法は一般国民が理解しやすいものであるべきであり、不必要に複雑なものは避けるべきである。また十分体系的なものであるべきであり、租税額を決定し、租税徴収手続きを確定するために必要な全ての要素が盛り込まれなければならない。	
	3.行政上の適用に関する明確な基準	○　租税法の適用について行政上の裁量は限定されるべきであるが、租税紛争の和解、繰延べ日程に関する合意、徴収不可能額の償却に関する規定等、セーフティネットとなる手続きも適切に設定しておくべきである。また、租税法は、①納税者の家屋捜索　②納税者及び第三者からの情報請求　③所得及び売上を決定する間接的手段の適用　④納税遅延の場合に強制徴収を行う際の租税当局の権限と限度を明確に定めるべきである。 ○　租税当局は、納税者と税務役人が共謀する機会を最小にするよう組織化されるべきである。また、内部監査制度が、租税徴収スタッフ、システムの金銭的な説明責任を確証するために設置されるべきである	
	4. 納税者の権利と行政上の決定の見直しに関する公開性	○　納税者の権利は、次のことを含めて明確に述べられるべきである。 ①タイムリーで正確な情報が入手できること　②公正かつ迅速な処理 ③当局との対話に関するプライバシー保護　④妥当な処罰 ○　納税者は、租税決定について行政上の見直しを行う制度、独立した裁判所に上訴する機会を有するべきである。	米国 （納税者権利の章典）

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
1.2.3 倫理上の行動規範	**公務員の倫理上の行動規範は、明確にされ、かつ十分に公表されるべきである。**	○　公的資金の受領や使用に関わる者は、倫理から外れた行動を防止する行動規範に従うべきである。国連の「公務員のための国際行動規範」（International Code of Conduct for Public Officials）は、倫理基準を実行し、既存の基準を強化するための基盤となるものである。最優良慣行は、公的部門が遵守すべき倫理を取り扱っているＯＥＣＤ－ＰＵＭＡ原則が遵守されることである。	1.2.3
2. 情報の入手可能性 **2.1 財政活動に関する包括的な情報提供** **2.1.1 年次予算の適用範囲**	**国民は、過去、現在、将来の政府の財政活動に関する完全な情報を提供されるべきである。** **予算文書、決算、財政報告書は、中央政府が行う全ての予算活動、予算外活動を網羅すべきであり、中央政府の連結財政ポジションが公表されるべきである。**	○　中央政府の予算は、中央政府によって行われる全ての財政活動を包括的にカバーすることが不可欠であるが、具体的には、次のことが求められる。 ①中央政府の予算は全ての予算外活動を網羅すること、また予算外活動を説明する詳細な文書が提供されること ②自律的な機関の活動に関する情報が、予算文書の一部として含まれること　また、それらの機関が中央政府から受領するあらゆる補助金や譲渡が、中央政府の予算で特定されること ③特定使途税、利用者課金等を含んだ歳出・歳入総額が報告されること	2.1 2.1.1
2.1.2 結果と予測	**毎年度の予算の情報と比較できるように、過去２ヶ年の決算及び予算年度以降２ヶ年（予算年度と合わせて３ヶ年）の主要な予算総計見通しが提供されるべきである。**	○　左記原則について、公表すべきとされる具体的な内容は次のとおり。これらにより、近年の実績を予算と比較して評価することができ、見通し、政策、マクロ経済の有意なリスク、さらに予算の妥当性を分析することができる。 ①前年度及び前々年度予算の当初見通し及び修正見通し （実績値、入手できない場合は実績予測とともに公表） ②主たる予算総計及び小計に関する詳細情報 （詳細情報は、支出別、機能別、可能な場合プログラム、アウトプット別） ③決算の状況（例：暫定かつ未監査、最終かつ監査済み等） ④年度間のあらゆる科目の分類及び公表項目の変更（理由も一緒に示す） ⑤次年度及び次々年度の主要予算総額 ○　最優良慣行は、予算文書で今後 5～10 年の総合的な財政予測を提示することである。	2.1.2 ウガンダ （決算情報の予算文書への記載）
2.1.3 偶発債務、租税歳出、擬似財政活動	**偶発債務、租税歳出、擬似財政活動の性質と財政上の重要性を示す文書が、予算文書の一部として必要である。** **1.　偶発債務**	○　偶発債務は、特定の事態が発生した場合、政府に支払い義務が生じる費用である。従って、事態が発生するまでは、債務として認識されない。 例：①融資政府保証②免責（国有企業民営化後の将来の法的訴訟に対する保護など）③未払込資本（国際機関に対する追加拠出など）④政府に対する法的訴訟。	2.1.3 **2.6（OECD）** チェコ （偶発債務情報の提供）

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
		○　偶発債務は、事態が発生し支払いが行われた場合のみ、現金会計に基づいて認識される。発生主義会計の下でさえ、偶発債務の多くは数値化され、かつ支払いを行う可能性が高いと判断されない限り、債務として認識されない。そのかわり、偶発債務は補足文書で公表される（ただし、補足的開示は現金主義会計でも可能）。 ○　基本要件は、中央政府の偶発債務について、目的、存続期間、意図される受益者等を述べた文書が、予算文書の一部に含まれることである。また、可能な限り、偶発債務は数値化すべきである。年次予算、年央報告書、決算における偶発債務の開示が、ＯＥＣＤガイドラインに含まれている。 ○　偶発債務の報告についての指針が、ＩＦＡＣ－ＰＳＣによって策定中であるが、例として次のことが挙げられる。 ①数値化できない偶発債務（公務員の訴追に対する賠償）は、賠償の性質と範囲に関する情報を提供する ②偶発債務に対する準備金を引当てている場合、それを偶発債務文書に注記する。	
	2. 租税歳出	○　租税歳出には、課税ベースからの控除、税額控除、税率引き下げ、課税猶予（加速度減価償却など）が含まれる。租税歳出は、効果が支出プログラムと同様な場合が多い。 ○　基本要件は、主要な租税歳出を説明した文書が予算文書の一部に含まれることである。これらの記述では、公共政策目的、存続期間、意図される受益者を示すべきである。 ○　ＯＥＣＤガイドラインには、予算文書に全ての租税歳出の推定費用を盛り込むことが推奨されており、また、可能な限り、当該租税歳出と関連する一般歳出を示すことが推奨されている。	**2.2（OECD）** カナダ （租税構造の明確化と数値化のアプローチ）
	3. 擬似財政活動	○　擬似財政活動は、中央銀行、公的金融機関、非金融公企業によって実施される。擬似財政活動は予算や財政報告では記録されず、立法府や国民の審査から逃れる場合が多い。 擬似財政活動の例：①補助金付貸し付け　②為替レート保証 ○　擬似財政活動を確認、報告し、可能な場合は数値化することが重要な理由は、数多くある。その例として、次のことがあげられる。 ①擬似財政活動が相当な規模である場合、予算における収支は、政府の財政ポジションを示す信頼できる指標とならない。 ②公式の政府歳入・歳出統計が、政府の規模を正確に反映しない。 ③擬似財政活動は、含意の偶発債務を生じさせる。 ④擬似財政活動は再分配効果をもつので、公的審査の対象であることが望ましい。	

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
		○　基本要件は、擬似財政活動を説明した文書が予算文書の一部に含まれることである。これらの記述では、公共政策目的、存続期間、意図される受益者を示すべきである。この要件を満たすには、次のことが必要となる。 ①中央銀行、公的金融機関、非金融公企業の第三者による監査済財務諸表が、会計年度終了後、入手可能であること ②中央銀行の年次報告書は、政府の代わりに行う非通貨政策の活動を示すこと ③公的金融機関、非金融公企業の年次報告書は、政府が供給を義務付けている不採算サービスを示すべきこと ④公的金融機関は、他の政府機関に対する優遇貸し出し、不良債権に関する情報を提供すること ○　擬似財政活動に関する文書には、少なくとも、擬似財政活動の潜在的な財政の重要性を評価できるくらい十分な情報が含まれるべきであり、可能な限り、擬似財政活動は数値化されるべきである。ただし、財政効果の大きさの程度を示すことは可能であることが多いが、正確な数値化は困難である。 ○　民間部門が擬似財政活動の実施を政府から求められた場合、擬似財政活動に関する報告書に民間部門を網羅すべきかどうかは判断の問題である。しかしながら、民間部門の活動に対して、政府が付与する保証や免責は、偶発債務文書で開示されるべきである。 ○　ＯＥＣＤガイドラインは、擬似財政活動に関する報告を網羅していない。ただし、擬似財政活動について報告することは、優良慣行である。	英国 (PFI の報告書)
2.1.4 債務と金融資産	**中央政府は、債務と金融資産のレベルと構成に関する全ての情報を公開すべきである。** **1.債務の報告**	○　債務と金融資産に関する正確な情報によって、政府活動にともなう資金調達・債務返済能力を評価することができる。また、それらの正確な情報は、既存の公約全てを満たすのに必要な将来の歳入額を推定するために不可欠である。 ○　最優良慣行は、予算文書の一部として政府の貸借対照表を作成することである。政府の貸借対照表を公表する際は、金融債務と資産、並びに非金融資産を網羅すべきである。非金融資産が網羅されない場合、非金融資産の帳簿が整備され、非金融資産の一覧が予算文書で提示されるべきである。 ○　債務に関して推奨される要件は、次の通り。 ①債券、融資、預かり金など中央政府の包括的な債務を網羅すること ②前回報告期日の債務水準が（比較のために）開示されること ③評価方法・慣行（例：物価スライド式債券の再評価）が特記事項として注記されること ④債務の分類と定義は、国際的な慣行（例えば、ＧＦＳ等）に従うこと ⑤債務償還のために設定された基金についての情報が提供されること	2.1.4 **2.3（OECD）** 米国 （貸借対照表へのアプローチ）

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
		○　次の要件も、また推奨される。 ①残存期間別に、短期（１年未満)、中期及び長期に分類 ②国内・海外要素別、発行通貨別、保有者別、債務手段別の内訳。 ③遅延債務は、金利の遅延と元本の遅延を別個に特定する。 ④債務スワップを開示する。 ○　債務の報告に関する最優良慣行は、ＳＤＤＳにおいて示されているが、ＳＤＤＳでは、保証債務の報告、債務返済見通しの報告も推奨している。	
	2. 金融資産の報告	○　金融資産の報告は、報告期日及び前回の報告期日における中央政府のあらゆる金融資産を網羅すべきである。また、資産評価に使用した会計方針を明確に述べるべきである。 ○　金融資産は、債務または財政上義務となっている公約を支払うため、あるいは将来の活動の資金源となるために、政府が利用できる資産である。報告すべき金融資産には、①現金②現金同等物③金や投資などその他の金融資産④融資⑤貸付金が含まれる。こうしたカテゴリーに従って金融資産が報告されるのに加えて、カテゴリー内でさらなる分類が行われるべきである。 ○　中央銀行が保有する外貨準備高は、中央銀行が財政政策のために保有する金融資産の一部として報告されるべきではない。 ○　債務などの担保、債務から発生する資産や所得の利用制限といった金融資産のあらゆる特性は、特記事項として記されるべきである。 ○　ＯＥＣＤガイドラインは、非金融資産の開示を含むが、政府の貸借対照表の公表は盛り込んでいない。	
2.1.5 一般政府を統合したポジション	**地方政府が重要である場合、一般政府レベルの結合財政ポジションと連結財政ポジションが公表されるべきである。**	○　一般政府の連結財政ポジションを公表するのは多くの国では実行不可能かも知れないが、少なくとも国民経済計算を通じて、事後的に一般政府に関する情報が提示されるべきである。 ○　基本要件は、地方政府に相当な課税権限、支出責任、借入能力がある場合、また地方政府が相当な財源移転を受けている場合、統合財政ポジション、連結財政ポジションが公表されることである。地方政府はまた、①予算外活動②債務と金融資産　③偶発債務及び租税歳出　④監督下にある公的金融機関と非金融公企業の擬似財政活動を報告するべきである。 ○　最優良慣行は、全てのレベルの政府による包括的な報告が存在することであるが、国によってアプローチは異なる。一つは、全てのレベルの政府に適用される統一分類によって編集され、一般政府レベルでの連結財政ポジションが、中央政府の年次予算において公表されることである。もう一つは、地方政府は、中央政府と同様に、財政透明性に関する規定を遵守することである。	豪州 （州及び中央政府双方が、国際基準で統計発表） 米国 （連邦政府は事後的に一般政府の連結情報を編集）

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
2.2 公表の公約及び時期	**財政情報のタイムリーな公表が公約されるべきである。**		2.2
2.2.1 財政情報の公表	**財政情報の公表は、政府の法的義務であるべきである。**	○　最優良慣行は、広範な財政情報（公式の政策文書を含む）の入手可能性が、例外を明確に特定した上で、法によって義務付けられることである。 ○　一部の国は、明確に指定された例外（安全保障など）を除いて、政府機関が保有する情報を要求に応じて国民に公開する情報公開法を有している。 例：スウェーデンの憲法	2.2.1 ニュージーランド （財政責任法） 豪州 （予算公正憲章法） 英国 （財政安定化規律）
2.2.2 公表の時期	**財政情報に関する事前の発表期日カレンダーが告知されるべきである。**	○　基本要件は、ＧＤＤＳに従って、①一年先までの年次報告書の発表期限　②頻度の高い報告書の発表期日の幅（例：指定月の 15～18 日など）を示した事前の発表期日カレンダーが告知されることである。 ○　最優良慣行は、ＳＤＤＳに従うことである。例えば、発表期日カレンダーが発表期日の幅を指定する場合、前週の業務終了までに翌週の正確な発表期日を告知する必要がある。	2.2.2
3. 開かれた予算編成、執行及び報告			3.1
3.1 予算文書	**予算文書では、財政政策の目標、マクロ経済の枠組み、予算のための基礎と政策、確認できる主要な財政リスクを明らかにすべきである。**		
3.1.1 財政政策の目的と持続可能性	**財政政策の目的と財政の持続可能性評価に関する分析が予算文書で明らかにされ、それが年次予算の枠組みとなるべきである。** **1. 財政政策の目的**	○　予算は単年度の見通しを示すものであるが、より広範な文脈で位置付けられるべきである。最低限、予算書類では、年次予算が、中央政府の広範な目的や長期の財政赤字・債務目標と整合性が取れているかどうかを記載されなければならない。定性的な文書は、年次予算の前文もしくは予算演説に含まれることがある。財政及び長期財政見通しについての定量的な詳細を含む場合、これらの情報は予算の背景文書で説明されるべきである。 ○　ＯＥＣＤガイドラインでは、政府の中期における経済・財政目標を述べるとともに、①歳入総計②歳出総計③財政黒字もしくは赤字④債務について焦点を当てた予算前報告書を予算上程１ヶ月前に発表することを提案している。 ○　ＯＥＣＤガイドラインでは、会計年度開始の３ヶ月前までに予算を立法府に提出すべきこと、会計年度の開始までに予算が承認されるべきことを提案している。	3.1.1 **1.2（OECD）** 香港 （財政政策目標と中期の持続可能性） 南アフリカ （中期予算政策文書）
	2. 財政の持続可能性	○　全ての国は財政の持続可能性について何らかの意見を表明すべきである。財政の持続可能性を評価するための確立した方法は存在しないが、多くの国で公式の財政の持続可能性分析が求められる要件となるだろう。	**1.7（OECD）** 米国 （2070 年までの長期持続可能性）

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
		○　技術的な点をいえば、財政持続性の評価は、債務比率の変動を①プライマリーバランス②債務利子率③経済成長率④債務の元利を反映する要素に分解する作業を伴う（偶発債務など、財政予測から除外される新規債務の発生に対しても考慮が必要である）。政策の観点からは、債務目標達成のため、もしくはある特定期間債務をシーリング以下にとどめるために求められるプライマリーバランスの変動が注目される。また、短中期的には循環的収支と構造的収支を区別することが重要である。 ○　ＯＥＣＤガイドラインでは、現在の財政政策の持続可能性を評価する長期報告書が５年毎に発表されること、主要な歳入・歳出政策に変更があった場合は更に多くの頻度で発表されなければならないことを提案している。 ○　分析の基礎となる前提及び代替シナリオが提供されること、長期の観点では、公的債務に加え、公的年金プログラムなど将来の財政に影響がある政策公約も適切に考慮されることが重要である。 ○　財政政策の長期的効果を検証する代替的な方法は世代会計であり、これは、同世代の集団に対するネットの租税負担を示すものである。異なる世代集団が負うネットの租税負担を比較することによって、現役世代から将来世代への移転の程度を検証できる。	英国 （世代間会計） ※他国との比較含む
3.1.2 財政ルール	**採用されているあらゆる財政ルール（例：均衡予算、地方政府の借入制限）は明記されるべきである。**	○　財政ルールは、政府の財政政策を制限する合意（通常は法律上）である。例としては、以下のものがあげられる。①均衡予算要件②中央政府もしくは地方政府における借入制限（例えば、中央銀行からの融資を受ける制限）③ゴールデンルール（公的借入は、公的投資を超えてはならない）④マーストリヒト条約における財政収斂基準、安定と成長協定要件など ○　財政ルールが恒久的なものであるならば、ルールから逸脱することが経済状況によって正当化される場合、ルール適用に対する柔軟性が必要である。ただし、こうした逸脱が正当化される状況かどうかは、明確に説明されなければならない。	3.1.2
3.1.3 マクロ経済の枠組み	**年次予算は、包括的で首尾一貫したマクロ経済の枠組みで立案され提示されるべきであり、予算の基礎となる主な前提が提供されるべきである。** **1. マクロ経済の枠組み**	○　財政政策に関する広範な文脈の一環として、①財政政策が経済に与える総影響②マクロ経済政策との関連が重要である。ほとんどの国ではマクロ経済予測の公式手法を有しており、先進国では洗練された計量モデルを使用している。マクロ経済の枠組みに関する情報は、予算文書の一部である背景文書にて提供されるべきである。	3.1.3 香港 ハンガリー （中期予測）

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
	2. 中期予算フレームワーク	○　多くの国では財政、経済政策文書を発表しているが、財政総額の中期予測を示す文書と個別の支出官庁別に分類された中期予測を示す文書は、区別する必要がある。後者は中期予算フレームワークと呼ばれることがあり、前者は中期予算フレームワークへの必要なステップである。中期予算フレームワークは、行政、政治にとって大きな労力を要するものであり、主として先進国で実施されている。 ○　最優良慣行は、３～５年程度の包括的な中期予算フレームワークが、財政マネジメントの中核的基礎として公表されることである。	ドイツ （複数年財政計画策定）
3.1.4 新規政策の明確化	**年次予算に導入される新規政策は、明確に説明されるべきである。**	○　各国は、新たに導入される租税政策や歳出の変更及びその予想される財政効果を説明する文書を予算文書の一部として含むべきである。これにより、計画された支出から乖離した場合の要因を特定することができ、財政政策の実施に対する説明責任を高めることができる。 ○　最優良慣行は、新たに提案される中央政府法案について、予測される財政効果（地方政府に対する費用推計を含む）が一般に入手できることである。	3.1.4 英国 （新規予算と推定される財政効果） フランス 米国 （連邦法案が地方政府に課す費用推定を義務付け）
3.1.5 主な財政上のリスク	**経済前提の変動や特定の歳出公約に対する不確実性など、主な財政上のリスクは特定され、可能な限り数値化されるべきである。**	○　予算推計や予算の前提となるマクロ経済見通しは、①マクロ経済予測や個別プログラム推定の基礎となる前提や変数が変化した場合の影響②特定の歳出公約に対する不確定費用など様々なリスクの影響を受ける。最優良慣行は、年次予算は、可能な限り数値化された財政リスクに関する分析を含むことである。	3.1.5 **2.1（OECD）** ギリシア ニュージーランド （財政リスクの記述）
3.2 予算の公表	**予算情報は、政策分析を容易にし、説明責任を向上させる方法で示されるべきである。**		3.2
3.2.1 データの分類	**予算データは歳入、歳出、及び資金調達を区別し、さらに、歳出を経済的、機能的、行政的カテゴリーで分類した上で、総計ベースで報告されるべきである。予算外活動に関するデータも、同じ基準で報告されるべきである。** **1.　包括性及びＧＦＳとの調和**	○　予算に関わる取引は、経済に与える影響、議決方法、行政上の管理、目的の観点等から見直されなければならない。これらの必要性を満たす記録・分類は、予算、決算、財政報告書の公表の基盤となる。 ○　データ分類システムは予算を包括的にカバーすべきものであり、ＧＦＳ基準と調和するものであるべきである。基本要件は、ＧＦＳもしくはその他の幅広く活用されている分類システムを使用することである。 ○　ＧＦＳは機能別分類の枠組みとして国連政府機能分類（ＣＯＦＯＧ）を採用している。こうした分類の基準を使用することにより、予算文書の国際比較を促進し、予算の経済に対する影響を追跡できるが、行政上、プログラム上の管理を満たすものではなく、個別省庁やプログラムの歳出については経済別、機能別カテゴリーの分類を必要とする。	3.2.1

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
	2. 行政上の説明責任との一貫性	○　分類システムは、公的資金の徴収・使用に関する責任を明確に追跡できるものであるべきである。ほとんどの国では、部局レベルに至るまで、信頼性の高い行政分類を有している。	
3.2.2 プログラムの目的	**主要な予算上のプログラムにおいて達成されるべき目標（例：関連する社会指標の改善）の表明が行われるべきである。**	○　現代的な予算編成ではできる限り政府活動の目的を明らかにし、これらの目的と関連するアウトカム及びアウトプットを測ろうとする。この方向性で進む上で、初期段階における重要な要素は、「プログラム」「下位プログラム」「活動」のカテゴリーに歳出を分類することである。 ○　プログラムの分類は伝統的な行政別分類を代替するものというよりは、むしろこれを補完するものである。また、プログラムの分類は、ＧＦＳ／ＣＯＦＯＧの機能別分類と区別されるものである。 ○　先進国では、合意した成果を達成するためにラインマネージャーの権限とインセンティブを増やす努力をしている。多くの国では、成果志向の予算編成、会計システムを開発している。 ○　最優良慣行は、次の通りである。 ①予算執行が活動またはアウトプット別と、プログラムまたはアウトカム別に分類されること ②前年度の比較できる情報とともに、全てのアウトプット・活動及びプログラム・アウトカムに関する詳細な情報（費用を含む）が予算文書に盛り込まれること ○　全体レベルでの透明性が主に重要であり、かつ予算決定に影響する詳細情報が提供されるフレームワークが機能することが強調されるべきである。	3.2.2
3.2.3 財政運営上のポジションを示す指標	**一般政府の総合収支は、政府の財政ポジションの標準的で簡略な指標である。必要がある場合、他の経済指標（例：オペレーショナル・バランス、構造的収支、プライマリー・バランス）によって補完されるべきである。**	○　政府の総合収支に関する現在のＧＦＳの定義は、財政政策の分析に使用できる基準点を提供する。ＧＦＳの総合収支は、他の経済部門からの純借入を明確にし、赤字/黒字の規模及びその構成要素、赤字資金調達の資源に焦点をあてる。 ○　総合収支は総需要に対する財政政策の影響を示す。一方、赤字資金調達は、マネーサプライとインフレ率に対する借入の影響等、財政政策の具体的な帰結を示す。 ○　総合収支は、次のような収支によって補完される。 ①プライマリーバランス（多額の公的債務を抱えるか、債務状態が悪化している国が対象） ②構造的収支・循環的収支→循環変動の効果または外因性ショックを、総合バランスから取り除いたもの（多くの先進国で使用） ○　総合収支に関して懸念されることは、貸借対照表取引の影響を適切に反映しない現金主義によるものである。例えば、資産売却の際の手取金は負の資本支出ではなく、資金調達として取り扱われることが勧告されている。	3.2.3

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
		○　現金主義で問題となる点は、発生主義を採用することによって対処できる。発生主義は政府資産及び負債の変動を、完全かつ適切に反映する。ＧＦＳマニュアル改訂版は、財政報告に関して発生主義を採用する予定である。いくつかの国は、発生主義または修正発生主義の会計基準を採用している。 ○　多くの国では、予算予測と決算は単純に現金主義会計で発表されているが、ＧＦＳ財政報告におけるデータ信頼性を保証するため、総合収支は、予算・会計報告書において、予算データからの乖離を示す分析表とともに発表されるべきである。	豪州 英国 （発生主義または修正発生主義会計）
3.2.4 公共部門のバランス	**政府以外の公共部門が重要な擬似財政活動を行う場合は、公共部門のバランスも報告されるべきである。**	○　擬似財政活動の性質と範囲に関する文書の公表は、財政の透明性の基本要件である。ただし、擬似財政活動の特定及び数値化は、公的金融機関及び非金融公企業からの質の高い報告に依存している。この点が急激に改善されない場合の代替的な選択肢は、公的部門を広範に網羅する報告システムをつくり、公共部門の収支を政府財政ポジションの追加尺度として使用することである。 ○　総合収支に非金融公企業のみを連結することによって、中央銀行及び公的金融機関による政府及び非金融公企業への資金供給を別途確認することができる。ただし、中央銀行及び公的金融機関が大規模な擬似財政活動を行っている場合、公的部門を完全に連結した収支が、算出され報告されることが望ましい。	
3.3 予算執行手続き **3.3.1 会計システム**	**承認された歳出の執行・監視手続き並びに歳入の徴収に関する手続きは明確に規定されるべきである。** **支払遅延を評価する包括的で一貫した会計制度が存在するべきである。** **1. 内部管理制度**	○　基本要件は左記のとおりであるが、最優良慣行は、発生主義での会計・報告及び現金主義での報告ができる能力を有することである。 ○　内部管理制度は、マネジメントの目標の達成を保証することを意図している。従って、内部管理の責任は、個別政府機関の長にある。財政の主となる省庁は、内部管理に対する政府全体の基準を作成する責任を負う場合がある。 ○　全ての国の内部管理制度は、ＩＮＴＯＳＡＩガイドラインを遵守すべきである。 ○　内部管理についての政府全体のアプローチは、フランス及びフランス型行政制度を基本とする諸国において採用されている。これらの諸国では、①支払いを求める公的機関②全ての支出を承認する財務省の特別部門③全ての支払いを行う財務省会計部門との間に法による明確な区分が存在する。	3.3 3.3.1 **3.2（OECD）**

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
	2. 遅延の評価	○　基本要件は、遅延を評価するために、現金主義会計報告書が支払い期日の来た請求ベースの報告書によって補完されることである。遅延に関するデータは、現金主義会計制度からは作成されないため、補完的な報告書によって提供されるべきである。 ○　収入側では、政府は期限どおりに受け取っていない租税及びその他の収入を計上しなければならない。例えば、租税遅延のストックはかなりのものになりえるが、不良債権を償却していない場合、そのストックがどの程度回収可能かを知るのは困難である。支出側では、租税運営システムと会計システムにおいて、期限が到来した支払いを認識、記録し、可能な限り未払いの税金、違約金、利子の月次・年次のフローを報告することが不可欠である。	
	3. 国内及び海外の資金調達取引の範囲	○　会計システムは、あらゆる公的な取引をタイムリーに勘定に計上し、国内及び海外両方の資金調達取引をカバーすべきである。海外からの援助の流入が大きい発展途上国では、多くの海外資金調達取引が政府会計システムで把握されていないのが一般的である。	
	4. 現物援助	○　多くの発展途上国の会計制度に類似する欠点は、現金以外の援助が完全に計上されることがまれなことである。全ての国が、予算上の予測される歳入、年次勘定での監査済歳入を表わすメモ程度の記録を保持することが提案される。	
3.3.2 調達と雇用	**調達と雇用に関する規定は標準化され、全ての利害関係者がアクセスできるものであるべきである。**		3.3.2
	1. 調達と入札	○　一定規模以上の契約に関して、適切な入札メカニズムが設けられるべきである。調達法令は入札委員会に独立権限を与えるとともに、その決定が監査の対象になることを義務付けられるべきである。 ○　以前は政府内部で提供していたサービスを民間に外部委託する場合、同様の調達法令の対象とするべきである。この分野では、ＯＥＣＤ、世界銀行は多くの国における現代的な調達制度の確立を支援している。	韓国 （調達と入札） ポーランド （OECD による技術支援）
	2. 雇用	○　行政事務全体に対する人員補充・報酬法令は公表されるべきである。欠員は公表され、明確に規定された選考基準に基づく競争を通じて補充されるべきである。	
3.3.3 内部監査	**予算執行は行政内部で監査されるべきであり、監査手続きは見直しの対象であるべきである。**	○　内部監査による検査は、外部監査機関による財政遵守についてのレビューのための貴重な資料を提供する。 ○　内部監査の存在及び有効性は、①内部監査手続きは国民がアクセスできる形式で明確に規定されること②手続きの有効性が外部監査人による見直しの対象とされることによって保証されなければならない。	3.3.3

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
3.3.4 租税当局	**租税当局は、政治介入を逃れ、公正かつ公平に運営されるべきである。租税当局の活動は、定期的に公表されるべきである。**	○　租税当局は政治介入を逃れ、公正かつ公平に運営されるべきである。こうした理由から租税当局の長は法律によって任命され、免職及び租税法の解釈における政治の介入に対して、法的な保護が与えられるべきである。 ○　租税徴収過程も公表されるべきであり、そのため徴収機関は年次報告書を立法府に提出すべきである。年次報告書は、予算と比較した実際の徴収額などの実績を網羅するだけでなく、租税法の遵守を向上するための措置の詳細を提供すべきである。	豪州 (compliance cost impact statements)
3.4 財政報告 **3.4.1 予算及び予算外の結果**	**立法府と一般国民に対して定期的な財政報告が行われるべきである。** **予算の進捗に関する年央報告書が、立法府に提出されるべきである。より頻度の高い（少なくとも四半期毎）報告書も公表されるべきである。** **1.　定期性と適時性**	○　基本要件は、年央報告書を中間期から３ヶ月以内に立法府に提出することである。なお、年央報告書で要求される項目は、次の通り。また、ＯＥＣＤガイドラインは、年央報告書を中間期から６週間以内に立法府に提出することを推奨している。 ①歳入、歳出、収支尻等の中期見通しを最新のデータに基づいて改訂すること。予算時の予測より乖離する場合、主要因（経済成長率等の外的要因の影響、新規政策の採用等）を説明すること ②経済見通しを改訂すること ③金融資産、固定資産、偶発債務等の最新状況を示すこと	3.4 3.4.1 **1.4（OECD）**
	2.　政府全般の範囲	○　中央政府の財政報告書は、ＧＤＤＳ基準に従うべきである（四半期毎に四半期以内で発表）。これらの報告書は、①収入②支出③収支尻④借入を記載するべきである。最優良慣行は、ＳＤＤＳ基準に従って月次報告書を１ヶ月以内に公表することである。 ○　中央政府の債務と金融資産の詳細が、会計年度末から６ヶ月以内に公表されることも基本要件である。ただし、公的債務が大きい場合、四半期毎の報告が望まれる。また、債務に関する情報は現年度と過去２ヵ年の債務残高及び債務返済費用を盛り込むべきである。 ○　四半期報告書もしくは年央報告書が一般政府の財政ポジションを網羅することが理想であるが、多くの政府にとって、地方政府を完全かつタイムリーには網羅することは困難である。ただし、地方政府の財政責任が大きい場合、必要であれば銀行借入や債券発行などの指標を使って、一般政府全体の財政ポジションの要約を発表すべきである。	スウェーデン （月次報告）

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
3.4.2 決算	**決算は、会計年度末から１年以内に立法府に提出されるべきである。**	○　決算に関して求められることは次の通り。 ①決算の適用範囲と時期は、予算法で規定されること。 ②決算は立法府によって採択された予算の遵守を示すものであること。 ③決算は予算と一致すべきであるが、決算が予算から逸脱した場合は、主な原因を示す概略表が発表されること。 ④決算は、予算と同じ書式で記載されること、また立法府が認めた年度内変更を示すこと。 ⑤過去２会計年度との比較情報を含むこと。 ○　地方政府の決算は、管轄内で監査され、発表される。ただし、地方政府の活動が財政に多大な影響を与える場合、中央政府は一般政府レベルの決算の要約を公表すべきである。 ○　最優良慣行は、中央政府の決算を、会計年度末から６ヶ月以内に立法府に提出することである。	3.4.2 **1.5（OECD）**
3.4.3 プログラムの成果	**主要な予算プログラムと関連して達成された成果は、毎年立法府に提出されるべきである。**	○　基本要件は、主要なプログラム目標を表明することである。それに加えて、プログラムのアウトプット・アウトカムが監視され、プログラム目標に対する成果についての説明及び評価が、年度末から 12 ヶ月以内に立法府に提出されるべきである。また、過去２会計年度についての情報が提供されるべきである。 ○　最優良慣行は、目標と関連した成果が第三者によって監査され、会計年度末から６ヶ月以内に立法府に提出されることである。	3.4.3
4. 情報の信頼性についての保障 **4.1 データの品質基準** **4.1.1 予算データ**	**財政データは、広く受け入れられているデータ品質基準を満たすべきである。** **予算データは、近年の歳入と歳出の傾向、足下のマクロ経済動向、明確に定義された政策公約を反映すべきである。**	○　支払遅延、頻繁な補正予算等、予算執行に伴う問題は予算編成に遡る。財務管理の有効なツールとして機能するためには、予算の基礎となる歳入・歳出予測が質の高いものであることが必要である。基本要件は、歳入・歳出の見積もりの諸前提・計算方法等が公表されること、さらに、詳細な補足情報が第三者による精査のために入手できることである。 ○　歳入予測は、①近年の歳入傾向②実現可能性が高いマクロ経済成長③既存の租税政策の変更及び新規の租税政策の導入が歳入に与える影響について説明すべきである。 ○　歳出予測では、厳格な原価計算と効果的な管理メカニズムが重要である。特に、特定公共サービスに対する需要の増加を含む近年の歳出傾向、実現性の高いマクロ経済成長（利払い支出や失業補償など物価調整プログラムに影響する）が重要である。また、信頼性の高い歳出予測は、政府の過去、現在の全ての支出義務を含むべきである。	4

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
4.1.2 会計の基準	**年次予算と決算は、予算データの編集・発表に使用した会計原則（例えば、現金主義あるいは発生主義）と基準を示すべきである。**	○　政府の会計・財政報告に関して国際的に受け入れられている基準は存在しない。ただしＩＦＡＣ-ＰＳＣによる基準策定の作業は進展している。 ○　会計の基準・原則に関する財政の透明性の基本要件は、次の通りである。 ①一般的に受け入れられている会計基準と関連するものであること ②予算、財政報告書では会計方針を示すこと ③会計基準と会計方針の策定及び会計基準遵守の監督・証明に対する政府の説明責任の所在を明らかにすること ④会計方針、手法に関する変更は、変更理由と財政総額への影響とあわせて公表されること、また、変更の際、事前の通知があること ○　最優良慣行は、政府会計・財務報告についての基準が公表されること、及びこれらの基準を決めるために、政府から独立した機構が設立されることである。	**3.1（OECD）** 米国 （②会計原則は予算書類と財政報告書間で異なる。） （③連邦会計基準諮問委員会） フランス （②発生主義） ニュージーランド （③会計基準評価委員会）
4.1.3 データの品質保証	**財政データの質は、明確に保証されるべきである。特に、財政報告書のデータが内部的に一貫しているかどうか、他の関連するデータと調和しているかどうかを示すべきである。** **1. 内部の一貫性**	○　財政データが内部で矛盾していないかどうかのクロスチェックが実施されるべきであり、これらの有効性が報告されるべきである。予算、決算、財政報告書が信頼性の高い基準を満たすことは不可欠である。基本要件は、決算が議決予算と完全に調和すること並びにそれぞれがＧＦＳ報告書と整合性を保つことである。 ○　ＧＦＳ報告書は、予算報告書と並行して編集され、財政政策の策定、評価に活用されるべきである。また、債務及び金融資産のストックが、予算収支と整合性を保つことも基本要件である。 ○　過年度の財政データの品質に関しても、保証されるべきである。例えば、過去の年度における財政データが予算文書において発表される場合、データの状態（例：暫定的または最終）が示されるべきである。年度間での予算・財政報告書における分類・科目の変更は、変更理由及び変更による結果とともに公表されるべきである。 ○　さらなる基本要件は、主な財政総額の予測と近年の結果との差異を分析する背景文書が予算文書の一部に含まれることである。最優良慣行は、財政予測と結果が完全に調整され、あらゆる重要な予測と結果の差異が説明されることである。こうした差異は、①マクロ経済的な要素によるもの②既存政策の費用を反映したもの③新規政策の費用を反映したものに分類されるべきである。	オーストラリア （定例説明責任）

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
	2.他のデータとの調整	○　財政データと、金融、国際収支、国民経済計算等のデータは調整されるべきである。基本要件は、財政データと金融データが正確に調整されること、それが監査報告書等で一般の関心を惹くことである。具体的には、次の通りである。 ①個々の政府掛勘定が、銀行勘定と完全に調整されること ②総合収支が、中央銀行、銀行等から報告される国内・国外資金調達データと調整されること ③資金調達データは、債務と金融資産の変動に関する詳細情報と調整されること ④政府掛勘定と銀行勘定における矛盾は、公表されること ○　財政データの品質改善を公約する国にとって、ＧＤＤＳに加盟することは、財政の透明性の基本要件である。ＧＤＤＳの主要目的は、加盟国にデータの品質改善を推奨することにある。 ○　ＩＭＦは、データの質を評価する包括的な枠組みを策定中である。この枠組みは、国連公式統計基本原則(Fundamental Principles of Official Statistics)、ＳＤＤＳ、ＧＤＤＳ等統計における最優良慣行や国際的に受入可能な概念をまとめることを目的としている。	
4.2 公的で独立した審査 **4.2.1 独立監査**	**財政情報は、独立精査に従うべきである。** **行政府から独立した国家監査機関または同等機関は、政府会計の適切さを述べた監査報告書を、立法府と一般国民にタイムリーに提供すべきである。**	○　基本要件は、国家監査機関が法律に基づいて設置されることである。 ○　政府監査の中核は、定期的な監査である。これは、以下のことをカバーする。 ①個別官庁が説明責任を果たしているかどうかの証明 ②財務諸表に関する意見表明 ③政府全体が説明責任を果たしているかどうかの証明 ④金融システム・取引の監査 ⑤内部管理機能と内部監査機能の監査（規制及び法令遵守の評価を含む） ○　国家監査機関は政府の監督下にあるべきではない。ＩＮＴＯＳＡＩのガイドラインでは、最高監査機関が憲法によって設置されること、並びにその独立が最高裁判所によって保護されていることを求めている。従って、一般的に、監査院長の任命及び解職に関して行政府から独立した手続きを制定することが必要である。 ○　監査総監は、立法府に直接報告することを認められるべきである。国家監査機関の報告書は、立法府に提出された後、全て自動的に公開されるべきである。一部の国では、報告書は立法府に送付されるが、かなりの時間が経過しなければ、議案として上程されない。 ○　監査報告書において不適と判定された件に対して是正措置が働くシステムが存在することも財政の透明性の基本要件である。例えば、監査の対象となった省庁が、書面にて指摘事項に対する回答及びその処置方法を示すことである。	4.1 4.1.1 **3.3（OECD）** 英国、インド

項　　目	内　　容	具　　体　　的　　内　　容	旧コード及び例
		○　外部監査基準は、ＩＮＴＯＳＡＩによって設定されたものなどの国際基準と整合性を確保すべきである。また、国家監査機関は専門的に訓練された人員を有するべきであり、全ての監査人は職務を遂行するにあたり、信念と行動に独立性を示すことを義務づけられるべきである。また、国家監査機関の職務は、内部による質の保証及び第三者による評価に従うべきである。 ○　一部の先進国では、公表された業績目標に対する非財務情報の監査など、幅広い問題について一般国民と立法府に対して報告する権限を国家監査機関に与えている。	
4.2.2 マクロ経済見通しの質を評価する仕組み	**独立した専門家が財政見通し、マクロ経済の見通し、基礎となる前提を評価するために招聘されるべきである。**	○　マクロ経済見通し・財政見通しの根拠に関する詳細情報を公表することによって、予測の質に対する独立した評価ができ、かつ公に議論することができる。これらの情報は予算文書の一部として背景文書に含まれるべきである。また、補足する詳細な情報は、要請があれば入手できるべきである。 ○　独立した評価をすすめるため、次の手段が講じられるべきである。 ①どの機関が財政見通し・マクロ経済見通しを作成したかを明らかにすること ②結果と関連して、過去の予算での財政見通し・マクロ経済見通しについての事後評価を予算の背景文書で定期的に公表すること ○　財政見通し、マクロ経済見通しを作成する際、使用する作業手法、前提は、年次予算が立法府に提出されるときまでに公表されるべきである。事前発表によって、立法府、アナリスト、マスメディアがマクロ経済見通しを精査し批評することができる。 ○　最優良慣行は、マクロ経済予測の質が高いことを独立して保証するメカニズムが設置されることである。一部諸国では、専門家によって公に見通しの質が見直されるメカニズムが存在したり、見通しの質に対する批判・報告の任務を独立した公共機関に与えたりしている。	4.1.2 ノルウェー スウェーデン （マクロ経済予測の公表） 南アフリカ （事前発表） 豪州 英国、フランス 米国
4.2.3 国家統計局	**国家統計局は財政データの質を立証するために、機関として独立しているべきである。**	○　国家統計局は、公式統計を編集、発表する上での技術的な独立を認める法令に基づいて設置されるべきである。これらの機関は、他の公的機関による財政データの収集を調整し、政府財政統計の編集、公表の中核として機能することによって重要な役割を果たす。 ○　国家統計局の慣行、手続きの透明性も必要とされる。例えば、次のことがあげられる。 ①統計機関が必要とする全ての基本データが提供されること ②公正に財政データを編集すること ③誤った解釈や誤用に関して注釈をつける権限を有すること ④政府のあらゆるデータへの発表前アクセスが、公表されること ⑤財政データが作成され、公表される条件が公表されること ⑥統計機関のスタッフの行動に関するガイドラインは明確であり、それが公表されること	4.1.3